

令和6年度運営指導結果の概要（通所介護）

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区 分	実施数 ①	うち	指摘件数	文書指摘割合 (%) ②/①
		文書指摘 ②		
R 6 年度	88	42	121	47.7
R 5 年度	122	44	92	36.1

2 主な文書指摘事項

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)
報酬・各種加算の算定誤り、不備	36	29.8
通所介護計画の作成等の不備	24	19.8
勤務体制の確保の不備	18	14.9
運営内容・手続の説明及び同意の不備	10	8.3
従業者の員数の不備	8	6.6
非常災害対策の不備	5	4.1
設備及び備品等が不適切	2	1.6
その他	18	14.9
計	121	100.0

【指導事例】

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ 個別機能訓練加算（I）

個別機能訓練計画を作成後、3か月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認するとともに、利用者等に対して計画の進捗状況等を説明し、記録を行う必要がありますが、この記録が確認できない事例がありました。

・ 中重度者ケア体制加算

歴月ごとに、指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していることを確認していない事例がありました。

○ 通所介護計画の作成等の不備

計画を作成していない、居宅サービス計画の内容に沿って作成していない事例がありました。

管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければなりません。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しま

す。

また、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならず、また、当該計画を交付しなければなりません。

○ 勤務体制の確保等の不備

- ・ 事業所ごとに適切な勤務表を作成していない事例がありました。

利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にした月ごとの勤務表を作成する必要があります。

○ 運営内容・手続きの説明及び同意の不備

利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、通所介護提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

○ 従業者の員数の不備

生活相談員について、通所介護の提供時間数に応じた配置がなされていない事例がありました。

通所介護の提供日ごとに、通所介護を提供している時間帯に専ら当該介護の提供に当たる生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該時間帯の時間数で除して得た数が1以上となる数の生活相談員の配置が必要です。